

意書(小川友三君提出)

未引揚者遺族の救済等に関する質問

主意書(小川友三君提出)

開拓事業予算に関する質問(主意書)

(小川友三君提出)

中古衣類差益金税に関する質問(主意書)

(小川友三君提出)

引揚者生業資金貸付額引上げに関する質問(主意書)

(小川友三君提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

行政代執行法案可決報告書

同日第十四回文書表記載の諸願書を左の委員会に付託した。

治安及び地方制度委員会

第五百四号 助産師法に対する事業

業税賦課反対に関する諸願書

農土計画委員会

第四百九十七号 岩木川改修工事

に関する諸願書

第五百五号 三重野町、日向長井

間新設路線促進に関する諸願書

第五百八号 経川砂防工事促進に

関する諸願書

文化委員会

第五百号 映画産業の取扱業種別

引上げに関する諸願書

農林委員会

第四百九十五号 鹿見島縣下の耕

地整理事業費國庫補助に関する

諸願書

第四百九十八号 東郷村の耕地復

旧並びに土地改良事業に関する

諸願書

第四百九十九号 玉野村の耕地事

業に関する諸願書

第五百二号 亀井田村の土地改良

事業費國庫補助に関する諸願書

第五百三三号 靜岡縣の主要食糧供

出割当に関する諸願書

第五百六号 農村工業の振興に関

する諸願書

第五百七号 富本村の土地改良事

業費國庫補助に関する諸願書

第五百九号 開拓政策の確立等に

関する諸願書

第五百十号 周防灘沿岸干拓事業

に関する諸願書

水産委員会

第四百九十六号 久慈漁池修築に

関する諸願書

財政及び金融委員会

第五百一十号 教育映画フィルム

の物品税免除に関する諸願書

同日第十四回文書表記載の陳情書を左

の委員会に付託した。

治安及び地方制度委員会

第二百八十六号 電気、ガスの消

費税反対に関する陳情書

農土計画委員会

第二百九十号 治山事業費の國庫

補助増額に関する陳情書

第二百九十一号 災害復旧費の國

庫補助に関する陳情書

第二百九十二号 生道道路の改修

並びに維持費の國庫補助に関する

る陳情書

第二百九十五号 四日市市の土地

区画整理事業費増額に関する陳

情書

第二百九十六号 高森町地内國道

六号線改修に関する陳情書

文化委員会

第二百八十七号 柳井線光地区の

新設に関する陳情書

厚生委員会

第二百九十八号 薬務局設置に関

する陳情書(二件)

第三百号 生活保護法による基準

額引上げに関する陳情書

第三百二号 國民健康保険制度改

革に関する陳情書(四件)

労働委員会

第三百四号 労働法規の改正反対

並びに運賃等の値上反対に関す

る陳情書

農林委員会

第二百九十三号 農業技術指導農

場の國庫補助増額に関する陳情

書

第二百九十四号 農業調整委員会

の経費増額に関する陳情書

第二百九十七号 山林、製材労働

者の労務用物資配給に関する陳

情書

第三百三三号 靜岡縣の土地改良事

業費國庫補助に関する陳情書

鉱工業委員会

第二百八十九号 輕金屬地金價格

調整補助金に関する陳情書

電気委員会

第二百八十五号 電力配給事業の

都市移管に関する陳情書

通信委員会

第二百八十八号 簡易生命保険及

び郵便年金積立金運用再開に関

する陳情書(十三件)

財政及び金融委員会

第二百九十九号 新制中学校建設

費寄附金に対する所得税免除に

関する陳情書

在外同胞引揚問題に関する特別委員

会

第三百一十号 在外同胞引揚促進に

関する陳情書(二件)

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員

に留任することを承認した旨回答し

た。

運輸事務官 大久保武雄君

一昨四日委員は、左の予備審査のため

の内閣送付案を厚生委員会に付託し

た。

墓地、埋葬等に関する法律案

同日委員から左の質問主意書を提出し

た。

農道の改良新設に関する質問主意書

(藤野益雄君提出)

軍事思想の排除に関する質問主意書

(市来乙彦君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員小川友三君提出水害地農

地の実体に関する質問に対する答弁書

参議院議員市来乙彦君提出行政整理

に関する質問に対する答弁書

参議院議員市来乙彦君提出農機具の

生産及び生産資材並びに生産資金に

関する質問に対する答弁書

同日委員長から左の報告書を提出し

た。

行政事件訴訟特例法案修正議決報告

書

外務委員会陳情書報告書第一号

昨五日内閣から予備審査のため左の議

案が送付された。

地方自治法第五十六條第四項の規

定に基き、海上保安廳事務所の設

置に關し承認を求めるとの件

製造たばこ「新生」の價格の改定に関

する法律案

食肉輸入取銷規則を廢止する法律

案

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員

に任命することを承認した旨回答し

た。

総理事務官(行政調査部勤務) 佐藤 功君

水害地農地の実体に関する質問主

意書

右の質問主意書を国会法第七十四條

によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

水害地農地の実体に関する質問主意書

供出の種糧発動を双層に、になう農地中で、東北、關東及全關、水害地の田、畑を調査するに無水害地に比して五分の一、四分の一、二分の一の要件であるのが判明して居る、仁政、善政の政府はこの実体を調査して、收穫高に正比して供出の相當をなすべきである、政府の責任ある地見と調査總所歩款と見直し水害地、田、畑の実收穫見込の答弁を求めらる。

内閣参事第八五号
昭和二十三年五月四日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員小川友三君提出水害地農地の実体に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出水害地農地の実体に関する質問に対する答弁書

麦の面積並びに收穫見込に關しては、現在農林省統計調査局の機構において鋭意調査中であつてその第一回の結果は六月初旬に判明する筈である。而して減收の原因についてはこれを区分して把握することに努めらるるので東北、關東及び全國の水

害地の減收見込についても右の調査結果から判明するものと思はれる。先般の判當は所謂事前供出判當なので當然上記の判明せる結果に基きこれを調整する所存である。

行政整理に關する質問主意書
右の質問主意書を國會議法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月二十日

参議院議員 市來 乙彦

行政整理に關する質問主意書
過日私は均衡財政の確立に關する質問主意書を出致しました。

私の解釈に依れば、均衡財政とは約言すれば財政の調する限り諸般の情勢が調和して釣り合いを保つ体制を謂うのである。歳計予算の收支の釣り合いを得ることは均衡財政の僅かな一部分であつてその全部ではない。而して均衡財政の確立は「インフレーション」の克服とその撲を一にするのである、随つて假令その何れの名義を以てするとしても、その手段としては國費を壓縮することがその基礎であり中核である、これが爲めには行政整理を徹底的に断行することが、避け得べからざる絶対要件である。

た記念すべき先例がある。今回外資導入を得て「インフレーション」を克服し均衡財政を確立するの基礎を築くことを得るならば、この先例をも凌駕する誠に千歳一遇の最も望まじき大事業である。若しこの機会を失わば「インフレーション」の克服、均衡財政の確立は決して容易に実現し難いものと思考せらるるのである。

行政整理を徹底的に断行する場合、最も困難なるは失業対策である、政府の構想に係る諸般の対策を以てしても、國庫窮乏の今日、完全なる対策を行わんとせば、結局資金の不足を告ぐるは到底免れ難い所であらう。

に依り當面の生活を助成し、成るべく多数の勞務者を必要とする事業を選定し、完全にして遺棄なき行政整理の成案並びに公共事業の計画案を具し、これを連合軍司令部に提出して、導入外資の使用とを併せてその賛成を求め本國に対する斡旋を懇請し、その認容を受くるを得たならば必ずその目的を達し得ることと思考す。又これに基いて外資導入の受入れ体制も出来るのである。

内閣参事第八六号
昭和二十三年五月四日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員市來乙彦君提出行政整理に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員市來乙彦君提出行政整理に關する質問に対する答弁書

同内閣参事第八五号
同内閣参事第八五号
同内閣参事第八五号

シヨンを克服して日本経済を復興するためには、經濟部門と緊密な關係を有する行政部門を先づ能率化する必要がある。

このため、政府においては、前内閣において決定した行政整理の方針に對し、最近の事態に即應するより再検討を加え研究しつつある次第であるが、この問題に特に失業対策の問題を始めとして關係する方面が多いので、政府としてはその最後の決定に至るまでには十分慎重を期さなければならぬと考へて居る。導入した外資の一部を以て失業対策費に充當し以て行政整理を実施すべしとの御意見は、傾聴すべき多くのものを含んで居り、政府としても行政整理の実施に際しては十分御意見を参照致したいが、導入外資を行政整理に伴う失業対策費に充當しうるや否やは、政府だけの意思によることを得ない問題であり、主として適合國側の意向による問題であると考へる。然しながら導入外資を失業対策費に充當出来ると否とに拘らず、政府としては御意見を十分尊重して施策を立てなければならぬと考へて居る。

農林省の生産及び生活資料並びに生産資金に關する質問主意書
右の質問主意書を國會議法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月二十四日

資谷 榮一

農務院議長松平恒雄殿

農機具の生産及び生資材並びに
生産資金に関する質問主意書

一 政府は昭和二十三年度食糧一割増産を發表しこれが完遂には相当の用意と覚悟を以てその成功を期しているものであらうと信ずる。

わが國の食糧事情よりして一割の増産は勿論それ以上の増産をなし遂げたいことは國民の齊しく念願して止まないところであらう。故に政府においてもこの目的達成のためには最大努力をなさねばならないことは多くいうを要しない。

政府は食糧生産を振興する全國農家に対して生産上に必要なる有機な助力と援助とを十二分に與えてこそ増産の目的達成が期待できるのであるが若し生産に必要な措置に欠けるところがあればだしそれは農家に與える影響は重大なるものがあると考えなければならぬがこのことに対して政府は如何なる方策を講じ又実施せんとするか。

二 食糧の生産と農機具肥料農薬等の生産資金とは密接不可分の重要性を有することはいうまでもない。故に政府においてもこの生産

資材の中農機具について二十三年度は凡そ鋼材一万八千噸鉄九千噸木材百万石により二十二年度の二倍余の増産計画を樹て既にこれに對して一部生産の手配をなしつつあるが本員の調査研究することによりれば以上の資材量を以て二十三年度の食糧増産の目的を現実化するを期待するのは非常な無理があると考えられる。ついでに鋼材不足の事情下において相当困難であると思はれるが食糧増産というものは現下の諸情勢からみて絶対的なものと考へるから他産業への割当を多少圧縮させても農機具の資材の増加(最少限度鉄鋼において一万吨以下に做す)を計つて食糧増産を強行すべきであると考へる。

従つて農機具の生産増産の基礎的考へ方は鉄鋼の生産量より割り出すべきでなく食糧増産の面に基礎を置いて考へるべきであると信ずるが政府の所見如何。

三 農機具に關しては政府が製造計画を樹て生産と配給の責任をとつては優良完全なるものを配給しなければならぬと思ふ。しかるに最近にわかに農機具製造の増加に伴い不良農機具も大量に生産された。之が農家は多大の迷惑と損失を蒙つた。最近不良品の製造

工場も優良品を製造する様になりつつあるがまだまだ相当量が市場に流れているがこの点に關し製造工場に對し充分なる指導と監督が必要ではないか。

殊に之等不良農機具が市場に相当見受けられるために一面農機具は間に合いつつありやの感を懐かしめるけれども之等は農機具らしきものであつて農家の信用する眞の農機具として完全なる性能を有するものではない。農家の欲する農機具の不足は切実なものがある実情である。

不良品製造による資材の無益の浪費と農家の蒙る損害は重要視すべきものと思ふがこれに對し政府においては自然の整理を待つのか又は積極的に整理せんとするのかわ者なりとせば如何なる施策をなしつつあるや。

四 農機具は需要において季節性を強く有するもので生産上必要な時期に農家の欲する資材が配給されなければ食糧生産に支障を來たすことは当然である。

然るに農機具工場の生産状況は食糧増産計画遂行と一致しない状況にあることは誠に憂慮に堪えないものがある。農機具製造工場に對しては二十二年度下半期から資材、労賃、諸経費等の高騰により生産資金の手づまりを生じ生産が

困難であつたが手持資材等を活用し且つ金融機關よりも信用限度いづばいの融資を仰いで何とか製造を継続して來たが本年度に入りこの困難は一層深刻なものになつてきて今日では既に生産維持の見透しが困難なる現狀にて殊に最近においては政府の割当資材購入資金の手配にも困難を來している。故に農機具製造業者はこの事を衆参兩院に對して諸願書を提出してをり本員にも多数の陳情がある事柄である。又過半來安本、商工、農林諸省の事務當局との打開策につき折衝を重ねたといふことであるが到底この事だけではこの対策の進展を見なかつた。

この問題は農機具工場の維持上の問題に止まらず食糧生産の問題と直結している重大なる事であると考へるのである。

政府においては生産の責任をとつては以上農機具の生産確保の点に就ては政府において生産上支障の無い様に措置しなければならぬと信ずる。

就ては農機具緊急増産対策を確立すると共にその一環として先ず最大の生産隘路となつてゐる生産資金の打開のために左の方法を実施する意思なきや。

(1) 金融機關の農機具生産資金に就ての取扱は肥料、石炭と同等の順位を設定すること。

(2) 政府増産指示を行つ農機具工場に對する農機具生産資金の貸出に就ては一般市中の金融機關(夫々工場の取引銀行)をして貸出の取扱をなすしめること。

これは農機具工場は大小複雑の企業であるとの全國に數百社散在しているの復興金融公庫が直接取扱をなすことは時間的にも技術的にも困難であらう。故に夫々工場の取引銀行と貸借關係を結ばせることが便益であり且つ迅速に調達し得るの効果があらうからである。

尙回收に就ても夫々工場は取引銀行の信用保持の面から迅速なる返金が行われるであらう。

(3) 一般市中の金融機關の貸出に就ては該金融機關に對して復興金融公庫において損失の補償をなすこと。

これは事実上の損失は殆ど無いと信ずるが金融機關が安心して貸出を行つ効果を含むのでこの方法を実施したい。殊に復興金融公庫の貸出負担が輕微で済むからである。

補償金額は政府の製造割当金額二〇乃至三〇パーセントにて足りると思はれる。

三六六

復興金融金庫の市中金融機關の補償については一定の期間を認める。

(4) 市中金融機關の貸出金額に対しては日本銀行において限度外超過貸出をなさしめること。

若し政府において右方法を行ない得ないとするならば農機具生産面における道路を如何にして打開せんとするやその態勢を察りたい。

内閣府第八七号

昭和二十三年五月四日

内閣府大臣 吉田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員岡谷第一君提出農機具の生産及び生産資材並びに生産資金に対する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡谷第一君提出農機具の生産及び生産資材並びに生産資金に関する質問に対する答弁書
一、昭和二十三年における食糧確保のため国内生産上あらゆる方法を講ずる必要のあることは當り違もないが、肥料、農機具その他食糧生産上不可欠の物資についてはその供給確保につき行政上特に主力を注ぐと共に重点の取扱いを行ない、もつて遺憾なきを期する所存である。

二、昭和二十三年度の農機具用資材は鋼材二万噸、鉄線一万噸等を手

配しているのであるが、これは現下總對必要と思われる食糧増産を完遂するための農機具用としては決して十分なる数量ではなく、鋼材としては約四万噸が必要であることは従來の資料に徴して明らかなどころである。この点については農機具工業者が要求するものの中主資材も勿論であるが、副資材、例えばカーバイト、燃料、ゴム等の不足も生産に大きな影響を及ぼしているの、これら諸資材の發行の状態を可及的に是正し、なお生産者の手持資材を十分活用して、総合的に農機具の生産増加を図る方針の下に、不足資材につき善処する考である。

三、不良品の問題については、終戦直後の或る時間、一部轉換工場等による粗悪品の流出のあつたことは事實であるが、最近旧來よりの専門工場の生産も回復し、新規工場の技術も向上鞏固して來たため、次第にかかる不良品の横行を見なくなつた。殊に近時農機具に対する價格査定制度の勵行を見ることになつたが、不良品に対しては相当低價を附しその生産を抑制する結果となつてゐる。なお今後の問題としては製品検査の実施があり目下一部地方では府縣或は業者團體等においてこれを実施しているが、現在検査制度の施行につき研

究中で近く何等かの措置を講じたいと考へてゐる。又粗悪品製造工場に對し直ちにその整理を行うことは上策と思われずむしろ資材割當等の調整、検査、技術指導、工場間の競争の刺激等各種の行政上の措置によりその品質の向上を図り優良工場及び優良品の生産を若干でも増加せしめることが目下の需給關係から見て当面の先決問題と考へる。しかしして不良品の改良をおろそかにする工場が漸次競争場裡から脱落することが予想される。

四、最近農機具の生産確保のための融資問題が資材、電力等と同じくあるいはそれ以上に重要視せられて來たことは事實であり、過般來これが解決のため關係官民としばしば協議を重ねてゐる次第であるが、今後共一齊努力し各方面の協力により満足なる結果を得るまでこれを推進する所存である。しかして現在までのこれら対策として進捗中のものは概ね次の如くである。

(一) 融資順位の引上げ、日本銀行融資輪廻し優先及び一般銀行による貸出に対するいわゆる枠外許可の優先、復興金融金庫貸出の確保

(二) 農機具、工業者の信用力を綜合活用する目的をもつてその

共同出資による一種の債務保証機關を設け、その保証による一般銀行資金借入の容易化

(三) 統制配給品たる農機具の取引決済の方法として、最近適用を認めることとなつた商業手形適用の実施細目の設定

なお、右に關し(1) 農機具生産業の融資順位については他の重要機械生産業との均衡上右炭肥料と同扱いにするは困難であるが、農機具配給資金については上順位とする。(2) 市中金融機關よりの借入は隨意であり、(3) 復金よりの損失保証は今のところ考へていないが個々の場合に復金に折衝されたい。(4) 限度外貸出に現在の金融情勢に鑑み、一般に抑制しない考へである。

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。お諮りいたすことがございます。去る四日、平野成子君より外務委員を、齋武雄君より商業委員を、下條恭兵君より敏工業委員を、田中利勝君より決算委員を、堀眞幸君より國語館運営委員を、山田節男君より懲罰委員を、それら理由を附して辭任の申出がございました。これら辭任はいずれもこれを許可することに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として、山田節男君を外務委員に、平野成子君を商業委員に、田中利勝君を敏工業委員に、堀眞幸君を決算委員に、下條恭兵君を國語館運営委員に、齋武雄君を懲罰委員に指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、行政代執行法案、日程第二、行政事件訴訟特例法案、(内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。司法委員会理事、岡部常君。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。司法委員会理事、岡部常君。

行政代執行法案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十三年五月一日
司法委員長 伊藤 修
参議院議長松平恒雄殿
多數意見者署名
齋 武雄 中村 正雄
大野 幸一 松村眞一郎
大野木秀次郎 前之園喜一郎
松井 道夫 宮城タマロ
鈴木 安孝 星野 芳樹

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、基本的人権擁護の立場から行政執行法を全面的に廃止して、所謂行政紛争、物件の假領置等入権を不法に侵害する具に供せられる虞れあるものと認められた規定を廃止すると共に、行政上の義務の強制履行のために設けられていた執行罰及び直接強制の規定を排除して、法令に基く行政上の義務履行を確保する手段として一般的に必要であり、且つ、適當と認められる程度のいわゆる代執行に関する規定を定めたものである。従つてこの法律案は基本的人権の尊重を主眼とする新憲法のもとにおける法律の改訂としてまことに妥當な立法である。

二、事件の利害得失

この法律の施行によつて従來行われたいわゆる人権のじゆりんの過因を除くと同時に行政上の義務履行を適當に実現せしめ得る利益がある。

三、費用

この法律案の施行のために別段の費用を要しない。

行政代執行法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて國會法第八十三條により送付する。昭和二十三年四月十三日

参議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

行政代執行法案

行政代執行法

第一條 行政上の義務の履行確保に關しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第二條 法律（法律の委任に基く命令、規則及び條例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政官により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政官は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第三條 前條の規定による処分（代執行）をなすには、相當の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で警告しなければならない。

義務者が、前項の警告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政官は、代執行命令をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施についての緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を離ないで代執行をすることが出来る。

第四條 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証書を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第五條 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を含め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第六條 代執行に要した費用は、國稅徴収法の例により、これを徴収することができる。

第七條 代執行に關し不服のある者は、審判を提起し、又は当該行政官に対して異議の申立をすることが出来る。

前項の規定による異議の申立をなすべき期間、申立の結果及び異議の決定については、訴訟法に規定する審判の例による。

前二項の規定は、裁判所に対する出訴の權利に影響を及ぼすものではない。

附則 この法律は、公布の日から起算し、三十日を経過した日から、これを施行する。

行政執行法は、これを廃止す。

審査報告書 行政事件訴訟特例法案 右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年五月四日 司法委員長 伊藤 修 参議院議長松平恒雄殿

第二條を次のように改める。 第二條 行政官の違法な処分（取消又は変更を求めた訴訟は、その処分に対し法令の規定により訴訟、査察の請求、異議の申立その他行政官に對する不服の申立（以下單に訴

願という。）のできる場合には、これに對する裁決、決定その他の処分（以下單に裁決という。）を経た後でなければ、これを提起することが出来ない。但し、裁決の提起があつたときから三箇月を経過したとき又は裁決の決定を齎すことに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正當な理由があるときは、裁決の裁決を経ないで、訴を提起することができる。

第十一條中「第三條の訴の提起があつた場合において、」の下に「処分は違法ではあるが」を加へ、同條に次の二項を加える。 前項の規定による裁判には、処分が違法であること及び請求を棄却する理由を明示しなければならない。

第一項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

多数意見者署名 鬼丸 義齋 前之園喜一郎 大野木秀太郎 星野 芳樹 齋 武雄 大野 幸一 來馬 敏道 宮城タマヨ 鈴木 安幸 岡部 常 松村眞一郎 小川 友三

要領書 一、委員会の決定の理由 行政事件訴訟は行政官の違法処

要領書 一、委員会の決定の理由 行政事件訴訟は行政官の違法処

要領書 一、委員会の決定の理由 行政事件訴訟は行政官の違法処

分の取消変更を求める訴訟、その他公法上の権利関係に関する訴訟であつて従来は行政裁判所で取扱われてきたのであるが、憲法及び裁判所法の施行によつて裁判所の管轄に属することになつたのであるけれども、その性質が公法関係であつて、民事訴訟と其の取扱を異にする必要があるといふことから、この法律案をもつて、取扱上の特例を定めたのである。その特例として、第一に、行政廳の違法処分取消変更を求める訴訟は、行政処分について、法令上審判の途が設けてある場合は、原則として裁判所に訴訟を提起する前に、まず、訴願をなし、その裁決を経なければならぬこととした。第二に、右の行政事件訴訟の被告を行政廳とし、土地の管轄について専ら管轄の制度を採用した。第三に、右の行政事件訴訟については、原則として、六箇月の出訴期限を定め、且つ、原告が被告とすべき行政廳を誤つたときには、訴訟係属中、何時でも正当な被告に変更することを許して、既になされた手續が無効になることを防いだのである。第四に、右の行政事件訴訟に原状回復、損害賠償その他の請求に関する訴を併合することを許して、行政処分に関連する紛争を一併に解決することができること

にして、訴訟経済と訴訟の遅延を防いだ。第五に、行政事件訴訟の提起によつて、行政処分の執行停止は認めないけれども、國家公共の利益に重大な影響を及ぼす場合を除いて、裁判所は行政処分の執行によつて損うことのできない損害を避けるため執行停止を命じ得ることとした。第六に、右の行政事件訴訟について、請求の理由があるときでも、行政処分を取消し、又は変更することが、公共の福祉に適合しないときには、裁判所は請求棄却の判決をすることを得るものとしたのである。その外、行政事件の特殊性に鑑みて、職権による第三者の訴訟参加及び証人調を認めることにしたのであつて、以上、いづれも行政事件の特質上適当な特例規定と認むべきものである。しかしながら、なお、訴願という言葉の意義を明確にして、廣義に解する必要がある。第二條に修正を加えて、訴願の中には、審査の請求、異議の申立、その他行政廳に対する不服の申立をも包含するものとし、又、これに對照して、裁決という言葉についても、決定その他の処分を包含することに修正したのである。更に第十一條について、第六に述べたように公共の福祉に適合しないという理由から、原告の請求を

棄却する裁判をした場合には、原告は損害賠償の請求をする権利を失うものでないことを明かにすると共に、右の裁判には、行政処分が違法であるけれども、取消さないうで棄却することにした理由を明示しなければならぬことに修正したのである。

二、事件の利害得失
行政事件訴訟の取扱について、特例を設けて、手続上便宜主義と職権主義を加味して、公法上の権利関係の確定を迅速にし、且つ、実効的のものとすると共に、公共の福祉を維持することを得る利益がある。

三、費用
この法律案の施行のために、別段の費用を要しない。

行政事件訴訟特例法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十三年四月十三日
衆議院議長 松岡 駒吉
參議院議長 松平 恒雄
行政事件訴訟特例法案
行政事件訴訟特例法案
第一條 行政廳の違法な処分取消又は変更に係る訴訟その他公法上の権利関係に関する訴訟について

は、この法律によるの外、民事訴訟法の定めるところによる。
第二條 行政廳の違法な処分取消又は変更を求める訴は、その処分に対し法令の規定により訴願のできる場合には、訴願の裁決を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、前項の裁決を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、訴願の裁決を経ないで、訴を提起することができる。

第三條 前條の訴は、他の法律に特例の定めがある場合に於いて、処分をした行政廳を被告としてこれを提起しなればならない。
第四條 第二條の訴は被告である行政廳の所在地の裁判所の専ら管轄とする。
第五條 第二條の訴は、処分のあつたことを知つた日から六箇月以内、これを提起しなればならぬ。

前項の期間は、これを不変期間とする。
処分の日から一年を経過したときは、第二條の訴を提起することができない。但し、正当な事由に因りこの期間内に訴を提起することができなかつたことを證明したときは、この限りでない。
第一項及び前項の期間は、処分

につき訴願、裁決を経た場合には、訴願の裁決があつたことを知つた日又は訴願の裁決の日から、これを起算する。
第一項及び第三項の規定は、他の法律に特別の定めのある場合には、これを適用しない。

第六條 第二條の訴には、その請求と関連する原状回復、損害賠償その他の請求を併下関連請求といふ。これに係る訴に限り、これを併合することができる。
第二條の訴の第一審裁判所が高等裁判所である場合において、前項の規定による訴の併合をするには、関連請求に係る訴の被告の同意を得なければならぬ。被告が異議を述べないで、本案について弁論をし、又は準備手續において申述をしたときは、訴の併合に同意したものとみなす。

第七條 第二條の訴において、原告は、被告とすべき行政廳を誤つたときは、訴訟の係属中被告を変更することができる。但し、原告に故意又は重大な過失があつたときは、この限りでない。
前項の規定により被告を変更したときは、期間の遵守については、あらたな被告に対する訴は、最初に訴を提起した時にこれを提起したものと同みなす。
第一項の規定は、原告が変更

したときは、従前の裁許に對しては、訴の取下があつたものとみなす。

第八條 裁判所は、必要と認めるときは、職権で決定を以て、訴訟の結果について利害關係のある行政廳その他の第三者を訴訟に参加させることができる。

裁判所は、前項の決定をするには、當事者及び第三者の意見を聽かなければならない。

第九條 裁判所は、公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、職権で証拠調をすることができる。但し、その証拠調の結果について、當事者の意見を聽かなければならない。

第十條 第二條の訴の提起は、処分を停止しない。

第二條の訴の提起があつた場合において、処分の執行に因り生ずべき損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、申立に因り又は職権で、決定を以て、処分の執行を停止すべきことを命ずることができる。但し、執行の停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼす虞のあるとき及び内閣總理大臣が異議を述べたときは、この限りでない。

第二項の決定は、口頭弁論を経ないでこれを行うことができる。但し、予め當事者の意見を聽かなければならない。

第二項の決定に對しては、不服を申し立てることができない。

裁判所は、何時でも、第二項の決定を取り消すことができる。

行政廳の処分については、仮処分に関する民事訴訟法の規定は、これを適用しない。

第十一條 第二條の訴の提起があつた場合において、一切の事情を考慮して、処分を取り消し、又は変更することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。

第十二條 確定判決は、その事件について關係の行政廳を拘束する。

附則

この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

この法律は、この法律施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、民事訴訟法及び昭和二十二年法律第七十五号によつて生じた効力を妨げない。

この法律施行前から進行を始めた昭和二十二年法律第七十五号第八條但書の期間については、なお、同法を適用する。

〔閣部常務登壇、拍手〕

○閣部常務 先ず行政代執行法について申し上げます。

本案は行政執行法を廃止いたしました。新たに行政上の代執行に関する法根を整備せんとするものであります。現行政執行法は、古く明治三十三年の制定にかゝるものであります。その内容におきましては、例えは行政執行の規定のごとく、過去の歴史におきまして、暗い陰影に満ちているものがあります。その他これを新憲法の光の下に照らして見ますならば、調整を要するところが少なからざるものがあると思われのであります。よつてこれが調整につきまして、政府におきましても種々研究を進めて参つたのであります。その結論をいたしまして、この際行政執行法を全面的に廃止いたしまして、これに伴なり暗い逆想を拂拭いたしますと共に、將來における濫用の余地を閉ざし、今日必要なる限度において、新たな制度の構築を企図することとしたのであります。

御承知の通り、従來の行政執行法は、前記の檢束、仮留置等の警察的処置の外、行政上の義務の履行條件に必要な手段につきまして、若干の條項を設けて

ていたのであります。本案はこれに規定されておりました代執行に関する手續を補正整備いたしました。單獨の法案としたものであります。本案の内容は、法令に基く行政上の義務者が履行しない場合、他の手續によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置すること及び、著しく公益に反すると認められるときは当該行政廳は、みずから義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなせしめ、その費用を義務者から徴収することができる旨を定め、これに必要な手續を規定したものであります。尚現行政執行法には、行政上の義務履行確保の手段といたしまして、右のいわゆる代執行の外に、執行罰及び直接強制の途をも存してあるのであります。執行罰については、その効用が比較的乏しく、罰則による間接の強制によつて、概ねその目的を達し得るものと考えられ、又直接強制は、人又は物に對して、直接暴力を加ふるものであります。故に、すべての場合を通じて、一般的にその途を設けるものは行過ぎであるかと考へるのであります。然つてこれらの手段は、特に行政上の目的達成上必要な場合に限り、それらの法律において、各別に適切な規定を設けることとし、本案におきましては、行政上の義務履行確保の手段として、一般的に必要であり、且つ適當と認められる代執行に

關して、その手續を定めることとした次第であります。

本案の御審議に當りましては、各委員熱心に慎重審議を重ねたのであります。討論に至りまして、多数を以て可決することに相成りましたのであります。

次に行政事件訴訟特別法案の審議状況を御報告いたします。

日本國憲法及び裁判所法の施行によりまして、従來行政裁判所が取扱つておりました行政廳の違法な処分取消又は変更にかゝる訴訟、その他公法上の權利關係に関する訴訟は、すべて裁判所の管轄するところとなりまして、民事訴訟法の定める手續によつて審理裁判されることになりました。併しこの種の事件は、公法上の權利關係に関する争いを内容とするものでありますから、民事事件とはその趣きを異にいたしました。その裁判は直接公共の福祉に重大なる關係を有するものであります。若し若干の点について、民事事件とは別個の取扱ひをする必要があると存するのであります。この行政事件の特質に鑑みまして、この度民事訴訟法の一部を改正いたします。機會に、行政事件の訴訟について必要なる特例を設け、この種事件の差正なる処理を図らうとするのが、この法案を提案する理由であります。

次にこの法案の要点を申し上げます。先ず第一は、行政廳の職権を濫用

の所請の趣意を求め、これを提議するに、その請願をいたしまして、請願を提出せられたらぬものとしたこととであります。違法な行政処分に対しては、先ず請願による救済を求め、行政廳に復讐を請求する機会を與へることが請願制度を定める趣旨に適合し、又それが迅速に行われる限り、國民のためにも便宜であると考へられますので、法令上請願の途が開かれておる場合には、原則として請願の裁決を経た後でなければ訴えを提起することとすべきでないものとなっております。

第二は、右の訴えの被告及び土地管轄を定めたこととあります。この訴えは、行政處分の違法性を争うものでありますから、従来の行政訴訟におけると同様に、直接処分をした行政廳を被告とするのが裁判の適正と迅速を期する上に適當であると考へまして、その旨の規定を設けられたのであります。又この種の訴えにつきましては、專屬管轄の制度を採用いたしまして、事件につき管轄の区域を期すると共に、訴訟の取扱が互々に互ることのないように万全を講じられておるのであります。

第三の点は、行政廳の違法な処分を取消、又は變更を求め訴えについて出訴期間を定めたこととあります。行政処分は処分を受けた者のみでなく、公共の利害にも關係することが深いのでありますから、これを長く未確定

の状態に置くことは避けなければならぬのであります。日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の趣意的措置に關する法律第八條と同じく、この期間を原則として処分があつたことを知つた日から六ヶ月と定めました。尙この出訴期間の制限と關連して、原告が、被告とすべき行政廳を誤つたときは、訴訟の係屬中いつでも被告を變更することができるとされたとあります。これは従来の行政裁判の経験に徴しますると、原告が、被告とすべき行政廳を誤つたために、回復することのできない不利益を受ける事例が往々ありましたので、かような事態を避けようとする趣旨に出たものであります。

第四の点は、違法な行政処分の取消又は變更を求め訴えに併合し得る訴えの種類を定めたこととあります。この訴えには、その請求と關連する原狀回復、損害賠償その他の請求にかかる訴えに限り、これを併合することとができるものとしたしまして、これによつて当該行政処分に關連する紛争を一挙に解決すると共に、他面廣く訴えの併合を認めることによりまして、行政事件そのものの裁判が迅速することとを避けようとするものであります。

第五の点は、行政処分は出訴によつてその執行を停止されないことを明らかにし、併せてこれに對應して必要な規定を設けたこととあります。出訴が行政処分の執行を停止する効力を有しないことは、事柄の性質上明らかたところであると存しますが、これを貫

きますと、折角勝訴した者のため甚だ酷に過ぎる結果となることとありますので、裁判所は処分執行により生ずべき、償うことができない損害を避けるため、緊急の必要があると認めるときは、事件の終局的解決に至るまで、一時行政処分の執行の停止を命じ得ることとしたのであります。併しながら、行政処分の執行の停止が公共の福祉に重大なる影響を及ぼす虞れのあるとき及び内閣総理大臣が異議を述べたときは、執行の停止ができないこととしたしまして、國家公共の利益の保護に遺憾なきことを期したのであります。

第六は、行政処分の取消又は變更を求め訴えの提起があつた場合において、請求の理由があるときでも、裁判所は請求棄却の判決をなし得ることとしたこととあります。即ち裁判所が一切の事情を考慮し、行政処分を取消し又は變更することが却て公共の福祉に適合しないと認めるときは、原告の請求を棄却することができるとしたのであります。公共の福祉の確保を圖つたのであります。その他行政事件の特殊性に鑑みまして、裁判所は必要があるとき認めるときは、職権を以ちまして、訴訟の結果について利害關係のある行政廳その他の第三者を訴訟に参加させることができるものとしたしまして、又公共の福祉を維持するため必要と認めるときは、職権を以て証拠調べをな

し得る途を開きますと共に、確定判決はその事件につき關係行政廳を拘束するものと定めて、裁判の実効性を確保いたしておるのであります。かくいたしましたして慎重審判本案は処理いたされましたが、質疑應答の詳しいことは速記録に譲りたいと存じます。討論におきましては修正動議が出ました。松村委員から修正動議が出ましたのであります。その修正案をここに御披露いたします。

第二條を次のように改める。
「第二條 行政廳の違法な処分は、取消又は變更を求め訴は、その処分に對し法令の規定により訴願、審査の請求、異議の申立その他行政廳に對する不服の申立(以下單に訴願という。)のことができる場合には、これに對する裁決、決定その他の処分(以下單に裁決という。)を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、訴願の提起があつたときから三箇月を経過したとき、又は訴願の裁決を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正當な事由があるときは、訴願の裁決を経ないで、訴を提起することができる。」

第十一條第一項中場合において、「」の下に、「処分は違法ではあるが、」を加え、次の二項を加える。
前項の規定による裁判には、処分が違法であること及び請求を棄却する理由を明示しなければならない。

第一項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。
この修正動議につきまして採決いたしましたところが、全会一致を以て可決せられたのであります。次に、修正を除く部分につきまして採決いたしましたところ、これも全会一致を以て可決されたのであります。以上を以て報告を終ります。(拍手)
○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより兩案の採決をいたします。先ず行政代執行法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。
〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に行政事件訴訟特例法案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告通り修正議決することと御賛成の諸君の起立を請います。
〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。
○議長(松平恒雄君) 日程第三、第四の請願及び日程第五、第六の陳情を一括して附題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。電氣委員長佐々木良作君。

電氣委員会請願審査報告書第一号

一議院の會議に付するを要するもの。

請願第四百号 電力危機突破に関する請願

請願第四百十八号 名港、名古屋両火力発電所の発電用石灰石獲得に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年三月三十日

電氣委員長 佐々木良作

参議院議長松平恒雄殿

電氣委員会請願特別報告第一号 電力危機突破に関する請願

請願第四百号 東京都北多摩郡三鷹町下連雀二二〇渡邊鉄次郎

外二十一名提出

名港、名古屋両火力発電所の発電用石灰石獲得に関する請願

請願第四百十八号 名古屋市中区南大津通二ノ五日本電氣産業労働組合愛知支部内下平一

一外九百四十二名提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年三月三十日

電氣委員長 佐々木良作

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

電力危機突破に関する請願

請願者 東京都北多摩郡三鷹町下連雀二二〇渡邊鉄次郎外二十一名提出

右の請願は我が國最近の電力事情が、産業復興と國民生活に重大な影響を與えているから、この際、電源増強とこれが資材の優先確保、発電所設備の賠償撤去の延期懇請、家庭用薪炭の確保と薪炭統制機構の民主化、電力配分の合理化と民主的割当の実施等に付特別の配慮を願いたい

い趣旨であつて参議院はこの請願は妥當なものであると認める。よつて内閣はできるだけこれが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

電氣委員会陳情審査報告書第一号

陳情者 松平 恒雄

陳情第六十三号 農村電力調整に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

電氣委員長 佐々木良作

参議院議長松平恒雄殿

所は石灰石の入荷量の激減とその質の低下のために冬季の濁水期において発電不能の状態に立到らうとして

る現狀で、ひいては我が國の産業に大きな影響を與えるから、少くとも適正量の確保推進の確保を期して、愛知縣全縣下の労働組合、消費者、縣民多数の連署を得て懇請を要請しているものであつて、参議院は、この趣旨は頗る妥當なものであると認める。よつて内閣は速やかにこれが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

電氣委員会陳情審査報告書第一号

陳情者 松平 恒雄

陳情第六十三号 農村電力調整に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

電氣委員会陳情特別報告第一号

陳情者 松平 恒雄

陳情第六十三号 農村電力調整に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年三月三十日

電氣委員長 佐々木良作

参議院議長松平恒雄殿

電氣委員会陳情特別報告第一号

電力危機突破に関する陳情

陳情者 松平 恒雄

陳情第六十三号 農村電力調整に関する陳情

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年三月三十日

電氣委員長 佐々木良作

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

陳情者 神奈川縣議會議長 堀内萬吉提出

陳情者 神奈川縣議會議長 堀内萬吉提出

右の陳情は刻下の電力不足は、生産上にも家庭生活上にも重大な影響を及ぼし憂慮にたえない状態であるから、この際政府は徹底的の措置を講ずると共に関係者に対してその措置をなさしむるよう切望するとの願意であつて、参議院は、大体妥當なものとして認める。よつて内閣はこれが実行に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

陳情者 松平 恒雄

陳情第六十三号 農村電力調整に関する陳情

右の陳情は最近の電力事情悪化のため停電が頻発し、農村においては、目下供米の時節に於て脱穀調整が出来ず、このまま放置すれば、供出は遅延し、完産不能者を出すような実情であるから速かに農村所必要電力の調整を図られたいとの趣旨であつて

参議院は、大体妥當と認める。よつて内閣はこれが実施に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

三九二

陳情者 茨城縣久慈郡太田町、吉田重文提出

右の陳情は最近の電力事情悪化のため停電が頻発し、農村においては、目下供米の時節に於て脱穀調整が出来ず、このまま放置すれば、供出は遅延し、完産不能者を出すような実情であるから速かに農村所必要電力の調整を図られたいとの趣旨であつて

参議院は、大体妥當と認める。よつて内閣はこれが実施に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

陳情者 松平 恒雄

陳情第六十三号 農村電力調整に関する陳情

右の陳情は刻下の電力不足は、生産上にも家庭生活上にも重大な影響を及ぼし憂慮にたえない状態であるから、この際政府は徹底的の措置を講ずると共に関係者に対してその措置をなさしむるよう切望するとの願意であつて、参議院は、大体妥當なものとして認める。よつて内閣はこれが実行に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

陳情者 松平 恒雄

陳情第六十三号 農村電力調整に関する陳情

右の陳情は最近の電力事情悪化のため停電が頻発し、農村においては、目下供米の時節に於て脱穀調整が出来ず、このまま放置すれば、供出は遅延し、完産不能者を出すような実情であるから速かに農村所必要電力の調整を図られたいとの趣旨であつて

参議院は、大体妥當と認める。よつて内閣はこれが実施に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

まして、三多摩郡民大会の決議によつて要望されたものであります。

それから同じく請願の第二百四十八号の、名港、名古屋両火力発電所の発電用石炭獲得に関する請願、これは名古屋地区における主力発電所であるところの名港、名古屋両火力発電所は、石炭入荷量が少いのと質が悪いために甚だ憂慮すべき状態であつて、冬季の渾水期を控えて発電停止の状態に立至らうとしておる現状であり、我が國の産業復興にも重大な影響を與えるものと考へるから、少くとも発電量通りの適正炭を確保せられたいといふことでありまして、愛知縣下の労働組合、電力消費者、縣長多数の署名を得てその懇切を要請しておるものであります。

次に陳情の第三十二号は、電力危機突破に関する陳情でありまして、これは請願の第四百号と同じ趣旨のものであつて、現下の深刻なる電力不足に鑑みて、政府において、便乗負荷の徹底的排除、電力資材の確保、発電電力の工場への集中送電等の非常措置を講ずることとはもとより、関係者に対して必要な措置をなさしむるより望まざらざるべきであります。

それから陳情の第六十三号、農村電力調整に関する陳情は、最近の電力事情悪化のために停電が頻発し、農村においては脱穀機にも支障を來し、供出も遅延し、完送不能者を出す恐れもある実情であるから、農村所要電力の調整を圖りたいといふのであります。

て、茨城縣の久慈郡内の三十四ヶ町村長の決議の結果によつて要望せられたものであります。

委員におきましては、これらにつきましまして慎重な審議をいたし、又同時に政府の關係者からの意見も参考に聴取しました結果、請願、陳情者の要望と電力界の現状を勘案いたしまして、来るべき二十三年度の冬季における渾水の事前の措置の推進の意味も含めて、それら必要意見を附してこれを議院に報告して、内閣に送付するの可決した次第であります。

簡潔であります。詳細は文書表又は會議録を御参照願ひたいと思ひます。以上で請願二件、陳情二件の委員会における審議経過と結果の御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し内閣に送付することに決定せられました。

○議長(松平恒雄君) この際お諮りいたします。本日、伊東隆治君より、理由を附して予算委員及び議院運営委員を辭任いたしたいとの申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として、入交太蔵君を予算委員に、大隈信幸君を議院運営委員に指名いたします。

本日はこれにて延会いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。次会は明七日午後一時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時六分散会

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君

議員

中西 功君 板野 勝次君
中野 電治君 細川 嘉六君
西山 天香君 廣瀬與兵衛君
國井 淳一君 藤田 芳雄君
兼岩 傳一君 千田 正君
栗山 良夫君 阿竹齋次郎君
羽仁 五郎君 岩間 正男君
星野 芳樹君 佐々木良作君
竹下 豊次君 赤木 正雄君

木下 辰雄君 佐伯卯四郎君
大山 安君 堀越 儀郎君
石川 進吉君 加賀 操君
小野 哲君 新谷寅三郎君
赤澤 與仁君 藤井 丙午君
松井 道夫君 市來 乙彦君
伊達源一郎君 來馬 琢道君
松村眞一郎君 伊藤 保平君
小宮山常吉君 寺尾 博君
飯田精大郎君 結城 安次君
小杉 イ子君 藤野 繁雄君
米倉 龍也君 梅原 眞隆君
田村 文吉君 小林米三郎君
野山、俊作君 柏木 庫治君
岡部 常君 岩男 仁藏君
穂積眞六郎君 岡村文四郎君
島村 軍次君 早川 慎一君
青山 正一君 北條 秀一君
徳川 宗敬君 鎌田 逸郎君
矢野 西雄君 山本 勇造君
田中耕大郎君 佐藤 尚武君
楠見 義男君 山下 義信君
河井 彌八君 千葉 信君
大野 幸一君 中平常太郎君
木村脩八郎君 下條 恭兵君
梅津 錦一君 堀 眞琴君
松下松治郎君 丹羽 五郎君
赤松 常子君 金子 洋文君
藤井 新一君 大島農夫雄君
田中 利勝君 大下 源吾君
門田 定藏君 原口忠次郎君
山内 卓郎君 井上なつゑ君
鈴木 憲一君 波多野 鼎君

原 虎一君 羽生 三七君
九鬼紋十郎君 島 清君
島山 千壽君 若木 勝藏君
安部 定君 三好 始君
吉川末次郎君 天田 勝正君
田中 信義君 植竹 春彦君
鈴木 順一君 平野善治郎君
入交 太蔵君 紅澤 みつ君
高良 とみ君 門屋 盛一君
前之園喜一郎君 竹中 七郎君
淺井 一郎君 大島 定吉君
鈴木 清一君 岩崎正三郎君
齋 武雄君 岩木 哲夫君
佐々木鹿蔵君 鬼丸 義齋君
稻垣平太郎君 中井 光次君
木内 四郎君 櫻内 辰郎君
北村 一男君 加藤常太郎君
西川 昌夫君 川村 松助君
西川甚五郎君 奥 圭一郎君
中山 壽彦君 寺尾 豊君
柴田 政次君 大野木秀次郎君
遠山 丙市君 松野 喜内君
黒川 武雄君 玉屋 喜章君
松島 喜作君 徳川 頼貞君
大隅 憲二君 深水 六郎君
平岡 市三君 仲子 隆君
尾形六郎兵衛君 中川 幸平君
重宗 雄三君 大隈 信幸君
橋本萬石衛門君 池田七郎兵衛君
左藤 義隆君 小串 清一君
平沼謙太郎君
國務大臣 一松 定吉君

國務大臣

一松 定吉君

一松 定吉君

一松 定吉君

一松 定吉君

一松 定吉君

一松 定吉君

一松 定吉君

一松 定吉君

政府委員

法務政務次官 松永 義雄君

法務廳事務官 小澤 文雄君

(行政訟務局長)

定價 一部二四二十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三一
郵便東京一九〇〇 函警課